

(記号番号)

令和 年 月 日

(所在地)

(名 称)

(代表者氏名) 殿

税務署長

定期的な酒類販売管理研修の受講義務の遵守について（命令）

貴社（あなた）は、自己の酒類の販売場において選任している酒類販売管理者に対し、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の9第6項に規定する3年を超えない期間（以下「定期的」という。）ごとに、酒類の販売業務に関する法令に係る研修（以下「研修」という。）を受けさせていないことから、同条第8項の規定に基づき、令和 年 月 日までに遵守すべきことを命令します。

なお、命令に従わない場合には、同法第98条第2号の3の規定に基づき罰金の刑に処せられる場合があります。

また、この命令に従い定期的な研修の受講義務を遵守した場合には、その旨を速やかに報告してください。

以上